

第1章 韓国

第1章 韓国

第1章 韓国	3
1. 中央省庁の組織機構	3
2. 中央省庁間における「連携」	6
3. スポーツ担当省庁の組織機構.....	12
4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」	14
(1) スポーツを通じた健康増進.....	15
(2) 障害者スポーツの振興	18
(3) スポーツ産業の振興や、スポーツ産業との連携を通じた競技力強化	21
(4) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進.....	28
5. 参考文献	29

第1章 韓国¹

1. 中央省庁の組織機構

韓国の中央行政組織は、政府組織法を設置根拠とする。

政府組織法第4章第26条「行政各部」は、日本で「省」に相当する「部」について定められたもので、各「部」に置かれる「庁」は、「部」の組織について定めた同法の各条において規定されている。

2013年3月22日、朴槿恵新政権は、前政権の15部・2処・18庁を17部・3処・17庁に再編する政府組織法の改正を実施した。その後2013年9月12日に国土交通部の外庁としてセマングム（干拓）開発庁が設置されたことで、庁の合計数は17から18となった。

政府組織法の最新改正は2013年12月24日に実施され、同日に施行されている²。

図表-1-1 政府組織法に定められた「部」及び「庁」

部	部の外庁	政府組織法に規定された所掌事務、及び該当条項	
企画財政部		中長期国家発展戦略の策定、経済・財政政策の策定、統括、調整、予算・基金の編成・執行・成果管理、貨幣、外国為替、国庫・政府会計、内国税制、関税、国際金融、公共機関管理、経済協力、国有財産、民間投資及び国家債務に関する事務	第27条①
	国税庁	内国税の賦課・減免及び徴収に関する事務	第27条③
	関税庁	関税の賦課・減免及び徴収と輸出入物品の通関及び密輸出の取締に関する事務	第27条⑤
	調達庁	政府が行う物資（軍需品を除く）の購買・供給及び管理に関する事務と政府の主要施設工事契約に関する事務	第27条⑦
	統計庁	統計の基準設定と人口調査及び各種統計に関する事務	第27条⑨
未来創造科学部		科学技術政策の策定・統括・調整・評価、科学技術の研究開発・協力・振興、科学技術人材力養成、原子力研究・開発・生産・利用、国家情報化企画・情報保護・情報文化、放送・通信の融合・振興及び電波管理、情報通信産業、郵便・郵便為替及び郵便代替に関する事務	第28条
教育部		人的資源開発政策、学校教育・生涯教育、学術に関する事務	第29条
外交部		外交、経済外交及び国際経済協力外交、国際関係業務に関する調整、条約その他国際協定、在外国民の保護・支援、在外同胞政策の策定、国際情勢の調査・分析に関する事務	第30条①
統一部		統一及び南北対話・交流・協力に関する政策の立案、統一教育、その他統一に関する事務	第31条
法務部		検察・行刑・人権擁護・出入国管理、その他法務に関する事務	第32条①
	検察庁	検事に関する事務	第32条②
国防部		国防に係わる軍政及び軍令、その他軍事に関する事務	第33条①
	兵務庁	徴集・召集、その他兵務行政に関する事務	第33条③
	防衛事業庁	防衛力改善事業、軍需物資調達及び防衛産業育成に関する事務	第33条⑤
安全行政部		安全及び災害に関する政策の策定・統括・調整、救急・民間防衛制度、國務会議の庶務、法令及び条約の公布、政府組織と定員、公務員の人事・倫理・服務・年金、叙勲、政府革新、行政効率、電子政府及び個人情報保護、政府庁舎の管理、地方自治制度、地方自治体の事務支援・財政・税制、未発展地域などへの支援、地方自治体間の紛争調停、選挙、国民投票に関する事務。及び、国家の行政事務として他の中央行政機関の所管に属しない事務	第34条①及び、②
	警察庁	治安に関する事務	第34条④
	消防防災庁	消防、防災、民間防衛運営及び安全管理に関する事務	第34条⑥
	文化体育観光部		文化・芸術・映像・広告・出版・刊行物・体育・観光に関する事務、及び国政に対する広報、並びに政府発表に関する事務
農林畜産食品部		農産・畜産、食糧・農地・水利、食品産業振興、農村開発及び農産物流通に関する事務	第36条①
	農村振興庁	農村振興に関する事務	第36条③
	山林庁	山林に関する事務	第36条⑤
産業通商資源部		商業・貿易・工業・通商、通商交渉及び通商交渉に関する統括・調整、外国人投資、産業技	第37条①

¹ 本章において韓国の通貨を表す場合は、ウォンと表記する。

参考までに、2013年における対円年平均為替レートは、1,000ウォン＝88.85円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

² 国家法令情報センター「政府組織法」2013年12月24日施行、法律第12114号

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A0%95%EB%B6%80%EC%A1%B0%EC%A7%81%EB%B2%95>

第1章 韓国

部	部の外庁	政府組織法に規定された所掌事務、及び該当条項	
		術研究開発政策及びエネルギー・地下資源に関する事務	
	中小企業庁	中小企業に関する事務	第37条③
	特許庁	特許・実用新案・デザイン及び商標に関する事務とこれに関する審査・審判事務	第37条⑤
保健福祉部		保健衛生・防疫・医政・薬政・生活保護・自活支援・社会保障・児童（乳幼児を含む）・老人及び障害人に関する事務	第38条
環境部		自然環境、生活環境の保全及び環境汚染防止に関する事務	第39条①
	気象庁	気象に関する事務	第39条②
雇用労働部		雇用政策の統括、雇用保険、職業能力開発訓練、勤労条件の基準、勤労者の福祉厚生、労使関係の調整、産業安全保健、産業災害補償保険、その他雇用と労働に関する事務	第40条
女性家族部		女性政策の企画・統合、女性の権益増進など地位向上、青少年及び家族（多文化家族と健康家庭事業のための児童業務を含む）に関する事務	第41条
国土交通部		国土総合計画の策定・調整、国土及び水資源の保全・利用及び開発、都市・道路及び住宅の建設、海岸・河川及び干拓、陸運・鉄道及び航空に関する事務	第42条①
	行政中心複合都市建設庁	※ 政府組織法でなく、特別法に「行政中心複合都市建設業務を効率的に推進」と規定	特別法 ³
	セマングム開発庁	※ 政府組織法でなく、特別法に「セマングム事業の円滑な推進及び効率的な管理」と規定	特別法 ⁴
海洋水産部		海洋政策、水産、漁村開発及び水産物流通、海運・港湾、海洋環境、海洋調査、海洋資源開発、海洋科学技術研究・開発及び海洋安全審判に関する事務	第43条①
	海洋警察庁	海洋での警察及び汚染防除に関する事務	第43条② ⁵

(政府組織法 2013 年 12 月 24 日改正政府組織法、及び特別法の規定を整理)

³ 行政中央複合都市建設庁は、2006 年 1 月 1 日に建設交通部の外庁として設置され、2008 年 2 月 29 日に国土海洋部の外庁に、2013 年 3 月 23 日付で国土交通部の外庁にそれぞれ所属が変更された。設置根拠は政府組織法ではなく、「新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設のための特別法（最新改正：2013 年 8 月 13 日法律第 12081 号、2014 年 2 月 14 日）施行」第 38 条である。

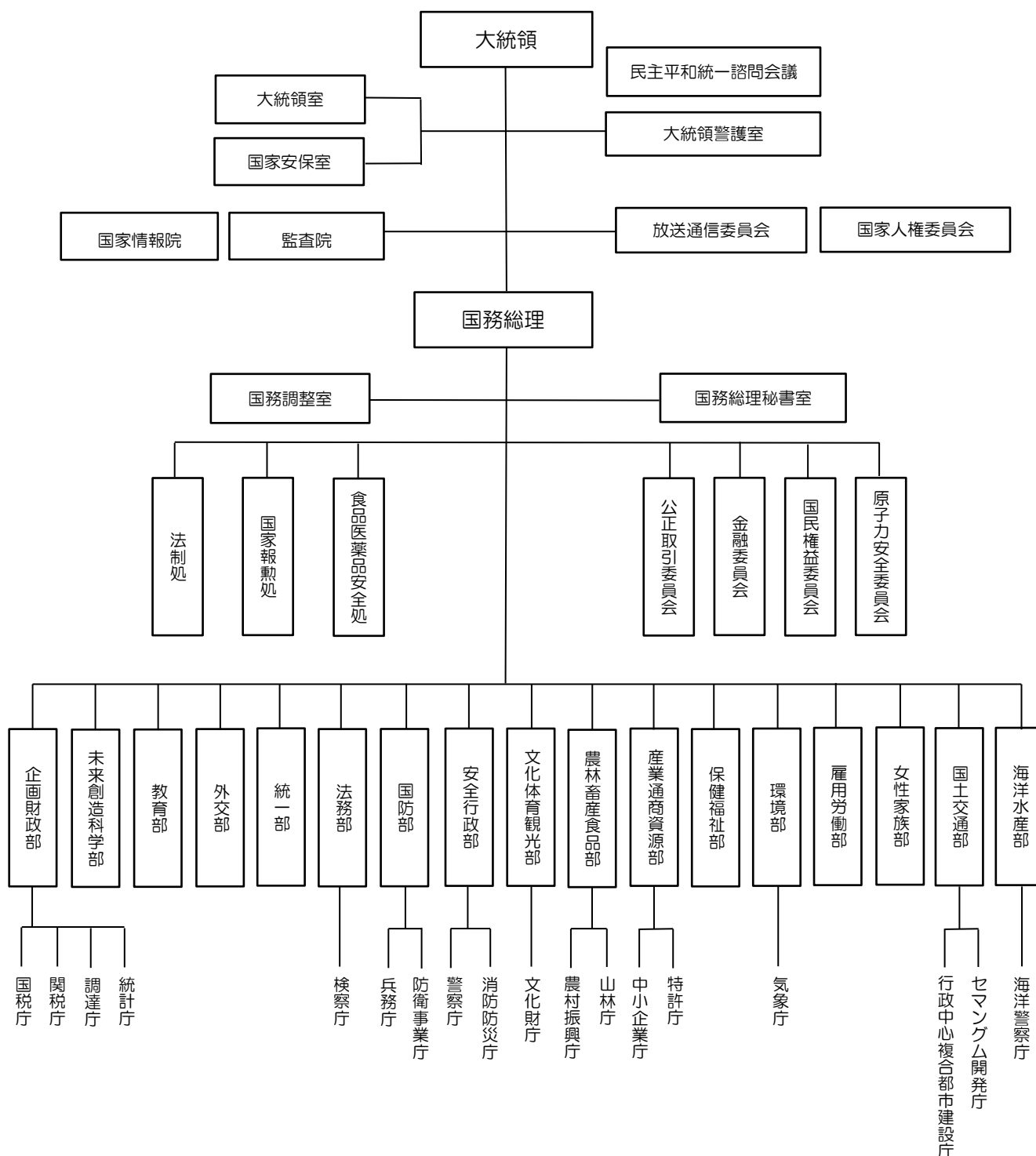
国家情報法令センター <http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=143012#0000>

⁴ セマングム開発庁は、2013 年 9 月 12 日に国土交通部の外庁として設置された。設置根拠は政府組織法ではなく、「セマングム事業推進及び支援に関する特別法（2013 年 9 月 12 日法律第 12019 号、2013 年 8 月 6 日一部改正）」第 34 条である。

国家情報法令センター <http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=142379#0000>

⁵ 2014 年 4 月のセウォル号沈没事故をめぐる不手際により、海洋警察庁の解体が決定。2014 年 7 月には、海洋警察庁の解体後には警察庁内に海事局を新設のうえ業務を移管する方向で調整中、と報じられている。聯合ニュース日本語版 2014 年 7 月 7 日「韓国海洋警察 解体後は警察の新設局に編入か」
<http://japanese.yonhapnews.co.kr/Politics2/2014/07/07/0900000000AJP20140707001800882.HTML>

図表-1-2 韓国の行政各部組織図（17部・3処・18庁・2院・5室・6委員会）⁶



⁶ 政府ウェブサイトに掲載されている最新の組織図を、レイアウトそのままに朝鮮語表記を日本語に翻訳したもの。2014年7月17日確認 <http://www.korea.go.kr/administdata/publicinstt/govOrgan.do>

2. 中央省庁間における「連携」

韓国政府が近年において行政の縦割り⁷の弊害を克服するため講じている対策は、2011年から本格的にスタートした融合行政の推進と、2013年に再編発足した安全行政部による部処間連携マニュアルの整備があり、国務総理室が部処間連携の総合調整機能を担っている。

(1) 融合行政の推進 (2011年～)

行政安全部（現在の安全行政部）⁸は2011年、各部処が政策評価を実施するにあたり、政策管理能力の評価を‘融合行政の推進実績’指標にて測る方針とした。‘融合行政’とは、各部処が他の行政機関と共同目標を設定し、機関相互間の機能を連携し、施設・設備及び情報などを共同で活用するための管理手法を意味する。

この方針に至った背景には、各部処にセクト主義が蔓延し、相互関連性がある業務に対しても互いに有機的な協業や役割分担がなされないために複合的な行政需要の増加に対して的確な対応ができず、その結果として行政事務の効率が低下し、重複した業務の処理のために予算を浪費している、などの問題が顕在化し、国民の批判の的となったためである。

部処間行政事務の総合調整機能は国務総理室にあるが、従来国務総理室は関係部処の長官や高位公務員などトップレベルでの政策意見の相違を大局的判断によって一方の利益が他方の損失となるゼロサム方式で交通整理するにとどまり、そこで決定した政策・施策の方針は各々の部処にトップダウンで指示がなされるものであった。

これに対して‘融合行政’の目指すところは、関係部処の実務者レベルが自発的に部処間調整すべき事案を国務総理室にボトムアップし、双方に利益をもたらすプラスサム方式でより細やかな調整を実施する、というものである⁹。

2012年1月22日、李明博前政権は大統領令「行政業務の効率的運営に関する規定」を公布した。同令は、部処間の実務的な行政事務に係る調整支援機能を行政安全部長官の責務とし、2011年に行政安全部が発出した方針を法規定として整備したものである。また同令は、従来の国務総理室の部処間総合調整機能は維持しつつ、より下位の行政事務執行機能や対国民のサービス機能の向上に焦点を当てた‘融合行政’の推進方法を明確化した。

同令は、第1章（総則）第1条（目的）に「行政機関の行政業務運営に関する事項を規定することにより、管理業務の簡素化・標準化・科学化と情報化を図り、行政の効率を高めることを目的とする」と定め、適用範囲については、第2条（適用範囲）に「すべての中央行政機関及び所属機関、地方自治体、軍の機関」と定めている。

そして第3章（行政業務の効率的な推進）の第1節（業務の協力）に‘部処間の連携¹⁰の方法を、第2節（融合行政の推進）に連携の方法が、それぞれ定められている¹¹。

⁷ 行政の縦割りは、朝鮮語では「政府内の間仕切り（정부 내 칸막이）」などと表現される。

⁸ 安全行政部は公安、防災、中央行政機構、政策評価、公務員制度、電子政府、地方自治を主に所管しており、我が国で言えばさしずめ総務省の行政事務から郵政、放送、電波関係を除いた行政官庁といえる。

⁹ ジン・ジョンソン（2013）「公共部門の融合行政の成功要因に関する研究（공공부문 융합행정 성공요인에 관한 연구）」韓国行政学会会報第12巻第1号, pp.118-119

¹⁰ 省庁間の連携は、朝鮮語では「部処間の協業（부처간 협업）」と表現される。

¹¹ 行政業務の効率的運営に関する規定（행정업무의 효율적 운영에 관한 규정）最新改正 2014.2.18 大統領令第25186号

【参考】2012年1月22日付大統領令「行政業務の効率的運営に関する規定」第3章

第3章 行政業務の効率的な推進

第1節 業務の協力

第41条（機関間の業務協力）

①行政機関や行政機関の補助機関または補佐機関（以下この条において「機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当する業務を実行するには、その業務に関連する機関の業務提携を受けなければならない。この場合、業務協力要請を受けた機関は、その業務が効率的に行われるように積極的に協力しなければならない。<改正 2014.2.18>

1 機関相互の連携が必要な業務

2 他の機関の行政支援を必要とする業務

3 他の機関または上級機関の認可・承認などを経なければならない業務

4 その他、他の機関の協議・合意のための意見照会等が必要な業務

②業務協力を要請する場合には、主旨や推進計画など、当該業務協力事案の理解を助ける関係資料を共有する必要がある。

③第1項及び第2項に規定する事項のほか、業務提携に必要な事項は、安全行政部令で定める。<改正 2013.3.23>

第42条（電子連携支援システムの構築・運営）

①安全行政部長官は、第41条に基づく機関間の業務協力が円滑に行われるように、リアルタイムのコミュニケーションが可能で、共同作業や実績管理が必要な業務を登録・管理することができる電子連携支援システム（以下「共同システム」という。）を構築しなければならない。<改正 2014.2.18>

②行政機関の長は、第41条第1項各号のいずれかに該当する業務を実行する場合は、共同システムを利用して機関間の業務協力をするように努力しなければならない。共同システムを利用して業務協力を要請し要求を受けた機関は、関連する文書などを、共同システムを介して共同で利用できるようにしなければならない。ただし、業務の性質上、共同システムを介して共同利用することが困難である場合、その他特別な事情がある場合には、この限りでない。

③第1項及び第2項に規定する事項のほか、共同システムの構築・運営等に必要の詳細事項は、安全行政部長官が定める。<改正 2013.3.23>

第43条（共同システムの活用促進）

①行政機関の長は、所管業務の共同システムを利用して業務を行った実績などの共同システムの活用実態を評価・分析し、その活用を促進しなければならない。

②安全行政部長官は、各級行政機関の共同システムの活用実態を点検・評価し、必要な支援をすることができる。<改正 2013.3.23>

第2節 融合行政の推進

第44条（融合行政の促進）

①行政機関の長は、業務効率を高め、行政サービスに対する国民の満足度を高めるために、他機関との共同の目標を設定し、その機関相互間の機能を連携し、施設・設備及び情報などを共同で活用するための管理手法（以下「融合行政」という。）を実装し、これに適した業務課題（以下「融合行政課題」という。）を発掘して実行するように努力しなければならない。

②安全行政部長官は、融合行政を促進するための計画を策定・実施することができる。<改正 2013.3.23>

第44条の2（行政情報システムの相互連携と統合）

①融合行政課題を実行する行政機関の長は、融合行政課題の円滑な推進のために機関間の行政情報システムの相互連携や統合を積極的に推進しなければならない。

②安全行政部長官は、関連行政機関の支援要請があった場合、行政情報システムの連携・統合に必要な支援をすることができる。[本条新設 2014.2.18]

第45条（協議体の構成と業務協約を締結）

行政機関は、融合行政課題の効率的な遂行のために必要な場合は、関係機関との協議体を構成し、あるいは、融合行政課題の目的、協力の範囲と機能分担等に関する業務協約を締結することができる。

第46条（融合行政課題の点検・管理及び支援）

①融合行政課題を実行する行政機関は、関係機関と協力して、その進捗状況を継続的に確認しなければならない。

②行政機関の長は、当該機関の融合行政課題の実績を評価・分析し、体系的に管理しなければならない。

③安全行政部長官は、関連行政機関が要求する場合、融合行政に必要な支援をすることができる。<改正 2013.3.23>

(2) 安全行政部「連携管理マニュアル」(2013年6月)

2013年2月25日に発足した朴槿惠政権が部処庁再編を実施した際、前政権の行政安全部を改編し、安全行政部を設置した。安全行政部は、2013年6月19日に公表された朴大統領のビジョン「政府3.0」¹²を受けて、政府部処間の連携及びコミュニケーションを図るべく、「政府内の縦割り行政解消のための政府運営の改善」を政策に掲げた¹³

2014年6月24日、安全行政部は「縦割りが解消された‘有能な政府’の実装のための連携管理マニュアル」を公表した¹⁴。このマニュアルには、Q&A形式により‘連携行政’の在り方についての解説がなされている¹⁵。

図表-1-3 2014年6月公表の連携管理マニュアルに掲載されたQ&A

Q1	‘連携行政’とは？
A1	○連携行政とは、需要者の視点からの、行政機関間、官民間の協力を通じて施設・情報などを共有して機能を連携し、新しい価値を創り出す創造的な業務方式を意味する
Q2	政府で‘連携行政’概念が登場した背景は？
A2	○最新の科学技術、経済、文化など、各分野の融合が加速し、社会問題が複雑になるにつれて、機関間の協力を通じた問題解決の必要性の増大 ○複雑な行政環境下における国民の新たな要求を充足するために、政府内部の行政機関間、政府と民間の垣根を越えた協力の必要性の台頭 ○機関単位の機構・人材管理だけでなく、機関間の協力を通じた効率性・顧客満足も向上させることが必要との認識
Q3	一般的な‘業務協力’との差異点は？
A3	○業務協力は、ある機関が自身の目的達成のために他の機関の助けを受けること 連携行政は、多数機関が共同の目的を達成するために相互協力すること
Q4	総理室が執り行う機関間の政策調整とは何が異なるか？
A4	○政策調整は、国政課題レベルの国家的な主要政策に対する、関係機関間の機能及び役割に係る調整などを意味する (例)気候変化にともなう国家適応能力の向上案、LED産業第2次戦略など ○連携行政は、相対的に低いレベルの政策課題において、関係機関の機能調整なしに相互間が能動的に協力をすることを意味する (例)レーダーの共同活用、失踪児童の捜索など
Q5	以前には‘連携行政’に該当する事例が全くなかったか？
A5	○一部機関では、需要者視点の問題解決のために関連施設・情報を共有するなど、協力関係を構築した事例があった * 中央部署が他部署・機関と締結した業務協約(MOU)は2,500件余り(2010年3月) ○安全行政部は2010年から課題の発掘を行い、業務協約の締結を本格的に推進 (2010年)気象降雨レーダーの共同活用、出所予定者の就職斡旋・創業支援など6件 (2011年)石綿の安全管理の効率化、政府特殊業務要請・運営協力など7件 (2012年)脆弱階層の青少年に対するインターネット依存症の治療など4件

¹² 「政府3.0」は、2012年に世界経済フォーラムが公表した政府の政策決定透明性世界ランキングで韓国が133位であったこと、2011年に韓国組織学会が行った調査において「行政機関間の協力が不十分」と答えた国民が64%にのぼったこと、2011年に韓国保健社会研究院が行った調査で福祉水準が高いと認識している国民が14%にすぎないこと、2012年にギャラップ社が公表した国民幸福指数が世界97位であったことなどを受け、国民の政府に対する信頼度を向上するために朴政権が策定した、情報公開、縦割りの解消、部処間連携を主軸とした、全ての部処庁を対象とする政府運営の推進戦略。

安全行政部(2013)「政府3.0推進計画発表資料(정부3.0 추진계획 발표자료)」2013.6.19
http://www.mospa.go.kr/frt/sub/a06/b02/government3_0/screen.do

¹³ 安全行政部ウェブサイト <http://www.mospa.go.kr/>

¹⁴ 安全行政部(2013)「縦割りが解消された‘有能な政府’の実装のための連携管理マニュアル(간막이 없는 ‘유능한 정부’ 구현을 위한 협업행정 매뉴얼)」

<http://www.korea.kr/archive/expDocView.do?docId=35376>

¹⁵ 安全行政部(2013)前掲 pp.11-13

Q6	連携行政課題は、どんな方法で発掘されるのか？
A6	○行政機関自律的に連携行政課題を発掘し、他の関連機関と協力を推進するのが原則 ○国民や民間専門家から課題提案を受けた事項や、言論等を通じて台頭した懸案事項が対象 ○安全行政部では、懸案課題のうち比較的短期間に実行が可能で、日常生活と密接的な、あるいは機関内部の作業方法の改善に波及効果が大きい課題について、優先課題と選定し推進
Q7	‘連携行政’が機関間の利己主義解消のための対案になりえるのか？
A7	○連携行政は、個別機関の利害関係よりむしろ、需要者である国民の観点から共同目標を定め、代案を用意することとし、連携の成功モデルを創り出し、これをすべての政府機関に広めることで、機関間の利己主義の問題の解決に大きく貢献するものと期待される
Q8	組織再編や部処の統廃合などの（従来からの）基本的な機能が部処間の利己主義解消には役立っていないならば、（これら基本的機能の）根本的な機能整備の方がより有効でないのか？
A8	○組織改編などはハードウェア的な手法であり、より根本的な対案になりえるが、組織の安定性の問題など、頻繁に活用しにくい点がある ○連携行政は、ソフトウェア的な手法であり、既存の組織と機能・財源などをより効果的に活用する方案
Q9	類似の海外事例はあるのか？
A9	○連携行政のための努力は、我が国だけでなく、さまざまな先進国でも共通してみられる傾向にある - カナダでは、多数の省庁が協力すべき課題に対して共同の目標を設定し、役割を分担し、財源配分を実施するなど、水平的な協力管理を既に導入している - イギリスでは、省庁間の協力を強調する「連携型政府」の概念を積極的に活用している - 米国のオバマ政府は、連携、透明性、参加の3大原則のもと、開かれた政府実現のために努力している

（3） 国務総理室による部処間連携のための総合調整

部処間の‘連携行政課題（협업 과제）’は、国務総理室が共同点検協議会（갈등 점검 협의회）を開催して決定する。共同点検協議会は、緊密な連携を要する行政事項について、これを所管する関係部処の次官級官僚らにより構成される。

例えば、2013年7月19日に開催された第4回共同点検評議会では、17部処の次官、中小企業庁次官、文化財庁次長など合計24人が参加して行われ、推進中の170件の連携行政課題の推進状況について中間点検が実施された¹⁶。

ここでは、部処間の意見の相違や外部要因による遅延が懸念される行政事項について議論され、特に緊密な連携を要する11件の戦略課題が重点的に点検された。この11件のなかには、幼保統合（教育科学技術部、保健福祉家庭部）、開城工業団地入居企業に対する支援（企画財政部、雇用労働部、産業通称資源部ほか）などが含まれる。また、部処庁が策定する政策の重複化や、我が国のいわゆる「すきま事案」に相当する、行政事項の‘死角（사각지대）’の解消を要する連携行政課題として、6部処庁が関与する多文化家族支援事業、13部処庁が関与する中小企業支援政策統合管理システムについて議論されている。

第4回共同点検評議会の参加者は、同時に開催された第1回葛藤点検協議会（제1차 갈등점검협의회）にも出席し、討議を行った。‘葛藤’とは、行政事項の所管をめぐる部処間の争いを意味し、‘部処間の利己主義（부처 이기주의）’の産物と捉えられており、これらのストレートな表現は、メディアのみならず政府文書においても頻繁に用いられる。

第1回葛藤点検協議会では、2013年6月25日の閣議で報告された、各部処の対立管理

¹⁶ 国務調整室 2013年7月19日 連携-葛藤点検協議会[보도자료] 협업-갈등 점검 협의회
http://www.pmo.go.kr/pmo/news/news01.jsp?mode=view&article_no=41944&board_wrapper=%2Fpmo%2Fnews%2Fnews01.jsp&pager.offset=230&board_no=3&defparam:year=2013

システムの構築について推進状況が点検された。対立管理システムとは、部処間の紛争の影響分析を実施し、解決のためのマニュアルを整備し、部処庁のみならず傘下の公共機関においても紛争管理を行うためのインフラの拡充を行うもので、行政事項の利害の対立や縄張り争いで他の部処と揉めた場合のマイナス面の影響評価を当事者の部処自らが実施することを、国務総理室が司令塔となって推進するものである。

葛藤点検協議会が設けられた理由は、部処間の対立が顕在化していたことによる。2013年7月には、空港の到着ロビーに免税店を設置する案については国土交通部と企画財政部が、住宅取得税の引き下げをめぐる国土交通省と安全行政部が激しく対立していた¹⁷。このことに対し、朴槿恵大統領は2013年7月15日の首相秘書官会議において「部処間の連携調整がぎくしゃくしているという報道を見ると、本当に残念だ」と発言し、新政権が発足して5か月を過ぎてもなお、朴大統領が公約し強調してきた部処間連携が正しく行われていないことに苛立ちを表明している¹⁸。

¹⁷ 聯合ニュース 2013年7月19日 到着ロビーの免税店措置など、政府の連携行政課題の追加選定 '입국장 면세점 설치' 등 정부 협업과제 추가선정
<http://www.yonhapnews.co.kr/test/2013/07/19/5005000000AKR20130719141300001.HTML?template=5566>

¹⁸ アジアトゥデイ 2013年7月15日 '朴大統領「部処間の連携不足」また叱責'
박 대통령 “부처 간 협업 부재” 또 질타
<http://ww1.asiatoday.co.kr/view.php?lcode=1&series=&ncid=pol&key=840170>

【参考】業務協約（MOU）の締結ラッシュに関する批判

2012年1月22日大統領令「行政業務の効率的運営に関する規定」の第45条には、「行政機関は、融合行政課題の効率的な遂行のために必要な場合は、関係機関との協議体を構成し、あるいは、融合行政課題の目的、協力の範囲と機能分担等に関する業務協約を締結することができる」と規定されている。業務協約（MOU；了解覚書とも呼ばれる）の締結は、部処間の連携行政課題推進に最もよく用いられるツールである。

以下参考までに、中央日報に掲載された、昨今のMOU締結の在り方に疑問を呈する見解に係る記事の抄訳を掲載する¹⁹。

取材日記：部処間のMOU締結ラッシュ、実績積んで用がなくなったら…
2013年8月9日 金敬姫 政治国際部門記者

6年前の2007年、学校暴力が社会問題になった際、当時の教育担当副首相が法務部長官・警察庁長官と一緒に関係長官会議を開き、学校暴力が頻発した学校に専任の警察官を配置する対策を出した。2ヶ月前の5月20日に法務部長官と警察庁長官が「暴力のない学校を実現するための業務協約（MOU）を締結し、学校担当の警察官を増員するという対策などを出した。

6年前と異なるのは、当時は関係長官会議で、今回はMOUを締結したという点である。学校暴力は、文化体育観光部や警察庁が単独では解決できず、関係部処庁が協力して根絶方案を出すのが当然である。文化体育観光部だけではない。外交部の場合、昨年、他の部処庁と結んだMOUは2件である。今年6月から今までの2か月で、既に4つの部処庁とMOUを締結した。

内容を見ると、当然に部処庁間の協力を進めるべきだった事業である。文化外交協力は当然に、文化体育観光部と突き合わせてなければならず、発展途上国の農村への支援には農林畜産食品部の知識が必要であり、政府開発援助（ODA）のインフラ支援には国土交通部の専門性が求められるので、国土交通部と協力しなければならない。

このあたりで疑問が生じる。これはビジネスの性質上当然に他の部処庁と協力しなければならないことであり、その前から続けてきた事業なのに、なぜあえてMOUという形式が必要なのかが気になる。一例として、ODA外交は昨日今日のことではない。古くから外交部が他の部処庁と頭を突き合わせて行ってきた共同事業である。MOUを締結しなくても、今頃なぜ急にMOUの締結を必要としているのかが知りたい。「他部処庁とする事業は、一度MOUを結んでみるのが最近の風潮」（政府部処庁の高官）という言葉のように、MOU締結イコール部処間の縦割り解消と、異なる二つを同一視しているように思えてならない。

現在、ソウル庁舎と世宗庁舎では、MOUの締結ラッシュが熱い。未来創造科学部は文化体育観光部などと、文化体育観光部は関税庁などと、関税庁は警察庁などと、警察庁は監査院などとMOUを結び、これらが縦横無尽に接続されるために「MOU政府」という言葉まで出てきている。（中略）

朴槿恵大統領が部署間の連携を強調した後に‘MOUラッシュ’が起きていることを非難するつもりはない。ただし、拘束力のない覚書（MOU）が、順守しなくても別にかまわない、という風潮か、行政が直ちに実績を積むための展示物に変質することがないことを願うばかりだ。

¹⁹ 中央日報 金敬姫記者による記事 2013年8月9日
[취재일기] 부처 간 MOU 러시, 실적쌓기용 안 됐으면 ...

http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=12296840

なお、金敬姫記者による類似の記事に2013年8月8日「大韓民国官界が壁を崩す MOU競争」がある。

대한민국 관가는 지금 벽 허물기 MOU 경쟁

http://article.joins.com/news/article/article.asp?total_id=12285827&cloc=olink|article|default

3. スポーツ担当省庁の組織機構

韓国の行政各部のうちスポーツ行政を担当するのは、文化体育観光部である。

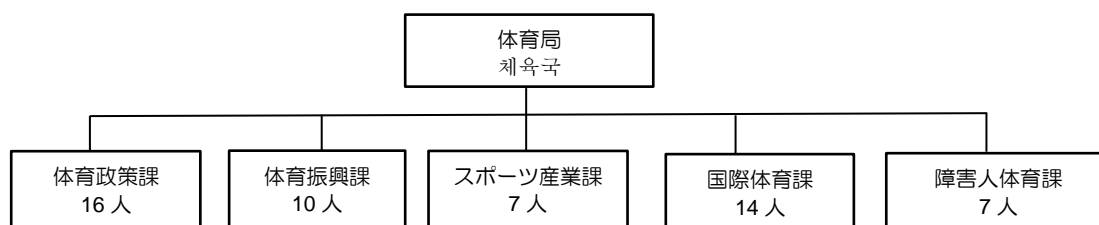
文化体育観光部は、2013年3月23日、2013年12月12日、2014年2月17日の3回にわたって、朴政権下における部内組織の改編を行っている²⁰。改編後は、長官の下に置かれた第1次官の下には、企画調整室、宗務室、文化コンテンツ産業室、文化政策局、文化基盤局、芸術局、観光局が置かれ、第2次官の下には、国民疎通室、体育局、メディア政策局、アジア文化中心都市推進団が置かれた²¹。従前からの変化は、文化芸術局の文化政策局及び芸術局への分離、観光産業局の観光局への名称変更、図書館情報政策企画団の文化基盤局への改編、などである。

スポーツに関する主務部署は従来どおり体育局であるが、局内の体制もまた改編されている。2013年3月23日には、障害人文化体育課が、障害人体育課へと名称変更された。また、2013年12月12日の部内組織改編の際、体育政策課、体育振興課、国際体育課、障害人体育課²²の4課体制であったところ、それまで体育振興課が担っていたスポーツ産業振興に関する業務を独立させ、新たにスポーツ産業課を設置したことで、5課体制となった。

体育局の人員総数は2013年3月時点で総勢54人（定員52人）であったが、改編後もほぼ変化していない模様である。

文化体育観光部ウェブサイトに掲載されている2014年8月現在における体育局の組織図、体育局各課の主要業務、並びに体育局各課担当者の業務内容について、以下に示す²³。

図表-1-4 文化体育観光部体育局の組織図（2014年8月）



図表-1-5 文化体育観光部体育局各課の主要業務一覧（2014年8月）

課	主要業務
体育政策課 체육정책과	<ul style="list-style-type: none"> • 体育振興政策に関する長・短期総合計画の策定 • 体育総合計画の推進状況の分析と評価 • 体育関連統計資料の収集・分析と体育指標の開発 • 体育情報化に関する事項 • 国民体育振興基金の造成及び運用 • 体育振興投票券と競輪・競艇事業に関する事項 • 体育科学の振興と体育科学研究機関の育成・支援に関する事項 • 体育週間と体育の日の行事に関する事項

²⁰ 文化体育観光部沿革 http://www.mcst.go.kr/web/s_about/intro/history.jsp

²¹ 文化体育観光部ウェブサイト <http://www.mcst.go.kr/web/introCourt/introOrgan/mainConts.jsp>

²² 韓国では「障害者」を「障害人(장애인)」と呼ぶため、組織・法律・制度に関する「障害者」の記述については、本稿において「障害人」と記述した。

²³ 文化体育観光部ウェブサイト

http://www.mcst.go.kr/web/s_about/organ/main/deptView.jsp?pDeptCode=0708000000&pTeamCD=1371021

課	主要業務
	<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国体育賞など、優秀体育人賞及び体育功労者の保護、育成 ・ソウルオリンピック記念国民体育振興公団に関連する業務 ・候補選手、運動競技部及び体育系学校の育成・支援 ・全国体育大会、全国少年体育大会及び種目別国内競技大会の開催支援 ・専門体育振興のための計画の策定と実施 ・専門体育関連団体の設立と育成・支援に関する事項 ・国家代表選手の育成・支援に関する事項 ・国家代表選手のトレーニング施設の拡充及び運営に関する事項 ・大韓体育会及び各種競技団体に関連する業務 ・その他の課・チームの所管に属しない事項
<p>体育振興課 체육진흥과</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活体育、レジャースポーツ振興のための計画策定と実施、及び関連団体の育成支援 ・生活体育種目の育成と民族競技の振興 ・職場や地域生活体育の振興、及びスポーツクラブの育成・支援に関する事項 ・体育指導者の養成、配置に関する事項 ・国民生活体育会に係る業務 ・国民体力増進に関連する事項 ・伝統武芸振興計画の策定、施行、及び関連団体の育成支援 ・公共体育施設の拡充計画の策定及び推進 ・レジャースポーツ振興のための計画策定と実施、関連団体の育成・支援 ・ライフサイクルに応じた生活体育の活性化
<p>スポーツ産業課 스포츠산업과</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ産業中長期育成計画、スポーツ産業の技術開発、スポーツマーケティングの有効活用、ブランドの育成 ・体育施設の設置及び利用に関する法令の運用、ならびに体育施設業の管理、支援 ・プロスポーツの振興及び活性化、主催団体に対する支援金の管理
<p>国際体育課 국제체육과</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際スポーツ交流振興のための計画の策定と実施 ・国際競技大会の誘致・開催と参加支援に関する事項 ・国家間、国際機関間におけるスポーツ交流、協力、及び国際競技連盟等に関する事項 ・南北の体育交流及び協力に関する事項 ・国際体育関連情報や資料の収集・普及 ・選手の禁止薬物投与（ドーピング）防止に関する政策の策定、及び支援に関する事項 ・テコンドーの振興とグローバル化に関する事項 ・国内体育団体の国際的スポーツにおける競争力の強化に関する事項 ・テコンドー公園の造成、及び運営に関する事項 ・テコンドー振興財団と国技院に関連する業務
<p>障害人体育課 장애인체육과</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害人スポーツ振興のための長・短期発展計画の策定 ・身体障害人スポーツ環境の造成と支援体制の改善等に関する事項 ・身体障害人のスポーツ活動プログラムの開発やスポーツクラブの育成・支援に関する事項 ・障害人スポーツ指導者の養成、配置、障害人体育関連専門人材の養成 ・全国身体障害人スポーツ大会、種目別競技大会など障害人のスポーツ活動の支援 ・国家代表障害人選手の育成・支援に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> －身体障害人スポーツ交流の活性化と専門人材の養成 －自宅訪問型の生活体育サービスなど障害人の生活体育に関する事項 ・大韓障害人オリンピック委員会、及び大韓障害人体育会に係る業務

第1章 韓国

4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」

韓国における近年のスポーツ政策のうち、本調査の調査対象である6つの政策項目について、文化体育観光部と他部処庁との連携/協力に着目して簡潔に整理すれば、次のように示される。

図表-1-6 6つの政策項目における文化体育観光部と他省庁の連携状況

政策項目	文化体育観光部の役割	他部処庁との連携/協力	概要	本項における小項目
① スポーツを通じた健康増進	主管	保健福祉部 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> 文化体育観光部が、生活体育活性化、市道生活体育会支援、生活体育団体支援施策を通じて国民の健康増進活動を主管。国民生活体育会が執行。 2013年策定の「スポーツビジョン2018」に示されているもののうち、高齢者、女性に対するカスタムサポート施策について、保健福祉部との連携に関する記載あり。 	(1)
② 障害者スポーツの振興	主管	教育科学技術部 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> 文化体育観光部体育局障害人体育課が当政策を主管。2005年までは保健福祉部の所管。 2007年第1回障害人青少年体育大会は、文化体育観光部と教育科学技術部の共催により実施。第2回以降は大韓障害人体育会が主催。 	(2)
③ スポーツ産業の振興や、スポーツ産業との連携を通じた競技力強化	主管	統計庁 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> 文化体育観光部体育局体育振興課が当政策を主管。 2012年12月、文化体育観光部は統計庁と連携しスポーツ産業特殊分類(v.3.0)を開発、スポーツ産業を新たに8中分類、20小分類、64細分類で区分。 	(3)
④ 地域のスポーツ施設の整備	主管	—	<ul style="list-style-type: none"> 国(文化体育観光部)は公共体育施設整備費総額の30%を上限に地方公共団体を支援。 	—
⑤ スポーツを通じた地域活性化	主管	—	<ul style="list-style-type: none"> 文化体育観光部が地域スポーツクラブ施設利用率の向上施策や生活体育施設の体育継続活動施策を主管、スポーツを通じた地域活性化を支援。 	—
⑥ スポーツを通じた国際交流・貢献の推進	主管	外交部 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> 文化体育観光部が戦略的国際交流(大陸別スポーツ交流支援、スポーツパートナーシッププログラムの締結、テコンドー師範派遣・用品支援事業など)を主管。 2013年6月、文化体育観光部は外交部と連携強化のための了解覚書(MOU)を締結。 	(4)

以下に、スポーツ担当省と他部処庁との連携/協力の例がみられる4つの政策項目について解説する。

(1) スポーツを通じた健康増進

文化体育観光部が2013年8月22日に公表した「スポーツビジョン2018」は、朴槿恵政権による先5年間のスポーツ政策方針を示した政策文書である²⁴。

スポーツビジョン2018は、推進課題のなかに4つの戦略を示しており、戦略1「手に届くスポーツ」の中には、スポーツ参加拠点の用意(1-1)、スポーツ参加施設の拡充(1-2)、スポーツ情報の提供拡大(1-3)、スポーツ参加への誘引拡大(1-4)、体育指導者の雇用創出及び専門性の向上(1-5)、対象別カスタムサポートの拡張(1-6)の6項目が設けられ、各項目別に現状の問題点、目標、及び計画目標が示されている。

このうち、6項目目の「対象別カスタムサポートの拡張」は、さらに幼少年、学生・若者、高齢者、障害者、女性、会社員、低所得層の7つに受益者を分けて、現状の問題点、目標、計画目標を示している。

これら受益者のうち、高齢者、及び女性に関しては、文化体育観光部と保健福祉部の連携ないし役割分担について言及されている。

●高齢者に関する記述

高齢者

我が国の高齢者のスポーツ活動への参加率は、先進国に比べて低調

* 全く運動に参加していない割合 60代 49.3%、70代以上 56.5% (2012年生活体育の参加実態調査)

* 日本：60歳以上の59%、70歳以上 51.6%週1回以上のスポーツプログラムへの参加

⇒ 高齢者の医療費負担の軽減と健康増進のための運動参加の促進が必要

○ (指導者の配置、用品の普及)

公共体育施設、老人福祉館、住民自治センターから などの指導者の配置を通じた巡回指導や運動用品の普及拡大 (バスごとに 2,000 余力所)

- 高齢者専用の生活体育指導者の配置の拡大 (2013年 830人 → 2017年 1,330人)

【文化体育観光部と保健福祉部の役割分担】

- 施策の対象選定及びプログラムの企画時に、省庁間の連携を通じて共同サービスを構築する

• 文化体育観光部：生活体育指導者：活動が可能な高齢者(施設)を対象に、生活体育に関する協議及び推進活動

• 保健福祉部：健康百歳リーダー：運動障害または運動への参加が困難な高齢者施設を対象に、疾病管理及び栄養カウンセリングを実施

○ (高齢者のカスタマイズされた体操の普及)

ダンススポーツ・健康体操などのカスタマイズされた高齢者体操 の開発及びグラウンドゴルフ、ゲートボールなどの種目の普及、認知症などの変性疾患を領域別に区分したりズム運動(上げる、曲げる、押し引き、回転、収縮弛緩などのリズムを取り入れた運動)プログラムの開発普及(2015年～)

○ (訪問体力管理サービス)

国民体力拠点センターの高齢者サービスの拡大や高齢者施設や福祉機関対象「訪問体力測定や運動療法」サービス

- 「国民体力認証事業」(2013年 14ヶ所→ 2017年 68ヶ所)との連携動作(2015年～)

○ (老人体育施設の拡大) 敬老堂、高齢者住宅、福祉施設など既存の会議スペースのリモデリングと運動用品のサポート(2014～)

○ (有人提供) 65歳以上の高齢者の公共体育施設利用料の減免 条例改正(自治体協議)、敬老優待施設の公共体育施設を含む要求('13、老人福祉法施行令)

²⁴ 文化体育観光部「スポーツビジョン2018 (스포츠비전 2018)」
<http://www.korea.kr/archive/expDocView.do?docId=34363>

第1章 韓国

●女性に関する記述

女性

女性のスポーツ参加率は男性に比べて低い水準

- 運動を全くしていない割合が男子（46.5%）よりも女性（57%）が高い。

⇒ 女性の健康維持やストレス解消には、社会の安定と国家の発展にも影響

- （女子体育参加を支援）女性が好むスポーツプログラム（ヨガ、ニュースポーツなど）や健康美容プログラム（例：ダイエットの連携）などの開発・普及
- 女子スポーツクラブ支援の拡大（2017年までに1,000個（全体の20%）の目標）
- 男女別体育の授業を勧奨（高校）、未使用の教室などを活用した更衣室の確保、簡易室内体育施設の確保などの拡大を通じて、女子にやさしいスポーツ環境づくり
（2017年までに更衣室800校、屋内体育施設1200校のサポート/文化体育観光部）
- （女性グループ）女性グループの活動支援と種目別（水泳、ヨガ、エアロビクスなど）の女性グループリーグ開催（'14年3個→2017年10種目）
- （出産・育児女性）「訪問生活体育指導サービス」の対象とし、ヨガ、水泳、ウォーキングなどのプログラムの運営
- 優れた施設を備えたスポーツ施設（センター）の「出産/育児、女性の生活体育支援拠点センター（仮称）」として指定し、「健康家庭支援センター（保健福祉部）」との連携
（2015年3つの地域の試験運営→2017年に全国（17）運営）して空間を提供
- 出産女性向けに1回・1週間・合計8回、育児、女性対象の1回/1週間・計4回のサービスを実施

【参考】幼少年身体活動プログラム「伸ばす」

文化体育観光部と他部処庁との連携事例ではないが、同部とスポーツ連盟及び銀行との連携に係るプレスリリースの翻訳記事を参考までに掲載する²⁵。

文化体育観光部、韓国プロサッカー連盟、韓国スタンダードチャータード銀行は、2013年6月18日午前9時20分、文化体育観光部3階小会議室で「幼少年身体活動プログラム普及に関する相互協力の了解覚書(MOU)」を締結した。

今回の覚書の締結は、100歳時代の生活体育の出発点である、幼少年のスポーツ活動習慣を育てる運動の一環として、金融機関、プロの団体、政府が意味を集めた結果である。覚書は、幼少対象の身体活動プログラムである「伸びる」の普及のために互いに協力するという内容を盛り込んでいる。

「伸張」は、2012年韓国プロサッカー連盟とスポンサーである韓国スタンダードチャータード銀行が開発したユース身体活動プログラムである。このプログラムは、4~13歳ユースを中心に、フープ、ボール、ラインのような簡単なツールを利用して簡単に楽しくできるプログラムで構成されている。

身体の開発と靱性の形成に非常に重要な時期である幼少期に「伸ばす」などの遊びのプログラムを介して自然に体力、スポーツマンシップ、協調性とリーダーシップを育てることができると期待される。

両機関は、覚書の締結でさらに一歩進め、実質的な業務協力を強化する必要があるということ認識を同じくして事業を推進する過程で必要な協議をするために、実務部署間の協議体を構成して運営する。

一方、伸張プログラムは、パンフレットやビデオに制作され、全国の小学校と生活体育指導者に販売され、大きな反響を得ており、来る7月からは、国民生活体育会、韓国プロサッカー連盟ホームページからもプログラムをダウンロードできる。また、地域に配置された生活体育指導者と小学校のスポーツインストラクターを介してプログラムの普及をさらに活性化する計画である。

文化体育観光部関係者は「100歳時代を迎え、ライフサイクル別の生活体育プログラムの提供など、生活体育参加環境づくりのために体系的な支援とコラボレーションを続けていきたい」と明らかにした。

²⁵ 文化体育観光部-プロサッカー連盟、相互協力了解覚書(MOU)を締結
문체부 -프로축구연맹, 상호 협력 양해각서(MOU)체결
http://www.mcst.go.kr/web/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=12794

第1章 韓国

(2) 障害者スポーツの振興

韓国における障害者スポーツ政策は、2005年7月の国民体育振興法改正により、障害者スポーツの所管が保健福祉部から文化体育観光部に移されたことで、同年11月には大韓障害人体育会が設立され、12月には文化体育観光部体育局に障害人体育課が新設された。その後、2008年12月31日付で障害人体育課が障害人文化体育課に改編され、2013年3月23日に再び障害人体育課と名称が変更された。

したがって、文化体育観光部が障害者スポーツ政策において他部処庁との連携を図る事例は、現在はみられない。唯一、2007年の第1回障害人青少年体育大会を文化体育観光部と教育科学技術部が共同で開催した記録が確認できるのみである²⁶。

そのため本項では、韓国における障害のある国民を対象としたスポーツ大会の開催状況について2012年体育白書の記述を参考にまとめる。

●全国障害人体育大会

全国障害人体育大会は、障害体育人の競技力向上、及び地方の体育活性化に寄与し、体育活動を通じた社会適応能力を培養し、障害人と健常者が共につくる社会環境、及び、障害に対する国民的理解の増進を目的として、国連世界障害者年の1981年より毎年開催されている。第1回大会は韓国障害人リハビリ協会が主催し、以後第5回大会から1987年第7回大会までは1988ソウル障害人オリンピック大会組織委員会が主催した。1988年第8回大会は同年にソウル障害人オリンピック大会開催のため単独開催されず、第9回大会からは財団法人韓国障害人福祉体育会(現在の韓国障害人開発院)主催により開催されている²⁷。

図表-1-7 近年における全国障害人体育大会の開催状況

回	開催期間	開催地	正式種目数	参加者数(人)			大会結果		
				合計	選手	役員	1位	2位	3位
第20回	2000年6/13~6/15	仁川	17	1,867	1,375	492	京畿	ソウル	忠北
第21回	2001年5/9~5/11	釜山	17	2,020	1,500	520	京畿	ソウル	釜山
第22回	2002年はFIFAワールドカップ、釜山アジア競技大会等の開催年のため、開催せず								
第23回	2003年5/14~5/16	忠南	17	2,020	1,500	520	京畿	ソウル	忠南
第24回	2004年5/11~5/14	全北	17	2,291	1,656	635	京畿	ソウル	忠南
第25回	2005年5/10~5/13	忠北	18	2,586	1,885	701	ソウル	京畿	忠南
第26回	2006年9/12~9/15	蔚山	18	3,272	2,462	810	京畿	ソウル	釜山
第27回	2007年9/10~9/14	慶北	20	4,031	2,991	1,040	京畿	ソウル	慶北
第28回	2008年10/5~10/9	光州	21	5,459	3,987	1,472	京畿	ソウル	光州
第29回	2009年9/21~9/25	全南	24	6,350	4,692	1,653	京畿	ソウル	忠北
第30回	2010年9/6~9/10	大田	23	6,746	4,825	1,013	京畿	ソウル	—
第31回	2011年10/17~10/21	慶南	24	7,905	4,964	2,131	京畿	ソウル	慶南
第32回	2012年10/8~10/12	京畿	25	6,995	4,839	2,156	京畿	ソウル	仁川
第33回	2013年9/30~10/4	大邱	26	7,419	5,154	2,265	京畿	大邱	ソウル

(2012年体育白書 p.323 ほかより整理)²⁸

²⁶ なお我が国では、パラリンピック大会への選手の強化・派遣など、スポーツの振興の観点が強い障害者スポーツに関する事業については平成26年度より厚生労働省から文部科学省に移管され、全国障害者スポーツ大会の所管も、第14回大会からは文部科学省に移されている。

参考：文部科学省 障害者スポーツ振興

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sanka/sports.html

²⁷ 2012年体育白書 p.322

²⁸ 2012年体育白書 p.323, 表6-16 第33回大会データは文化体育観光部プレスリリースより補完
http://www.mcst.go.kr/web/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=13008

●全国障害人冬季体育大会

全国障害者冬季体育大会は、障害人の冬季スポーツ活性化を通じて障害人選手らの競技力向上、及び全国大会を通じた優秀選手、新人選手の発掘・育成、障害人冬季スポーツに対する国民の意識向上を目的として、2004年より開催されている。

図表-1-8 全国障害人冬季体育大会の開催状況

回	開催期間	開催地	競技種目	参加者数(人)			障害の種類	主催	主管
				合計	選手	役員			
第1回	2004年 2/24 ～2/25	龍坪スキー場、 春川衣岩スケート リンク	アルペンスキー、カ ーリング アイススレッジホッ ケー、氷上	150	100	50	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	韓国障害 者福祉振 興会	各競技連盟
第2回	2005年 2/17 ～2/18	龍坪スキー場、 春川衣岩スケート リンク	アルペンスキー、カ ーリング アイススレッジホッ ケー	150	80	70	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	韓国障害 者福祉振 興会	各競技連盟
第3回	2006年 2/22 ～2/24	普光フェニックス パーク、 春川衣岩スケート リンク	アルペンスキー、ア イススレッジホッケー、 車椅子カーリン グ、氷上(試験種目)	209	102	107	脊髄障害、視覚障害、 知的障害、切断及びそ の他障害、聴覚障害	大韓障害 人体育会	韓国障害人スキー協 会、大韓障害人アイ ススレッジホッケー 協会、原州市障害人 総合福祉館、韓国ス パシャルオリンピッ ク委員会
第4回	2007年 2/21 ～2/24	江原ランド、 春川衣岩スケート リンク	アルペンスキー、ア イススレッジホッケー、 車椅子カーリン グ、クロスカントリ ー(公開競技)	224	117	107	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	大韓障害 人体育会	種目別競技団体
第5回	2008年 2/19 ～2/22	ハイワンスキー場、 春川衣岩スケート リンク、 蔚山科学大学スケ ートリンク	アルペンスキー、ア イススレッジホッケー、 車椅子カーリン グ、氷上、クロスカ ントリー	446	215	231	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	大韓障害 人体育会	韓国障害人スキー協 会、大韓障害人アイ スホッケー協会、大 韓障害人カーリング 協会、韓国スペシャル オリンピック委員 会
第6回	2009年 2/10 ～2/13	ハイワンスキー場、 春川衣岩スケート リンク、 義城カーリング競 技場	アルペンスキー、ク ロスカントリー、ア イススレッジホッケー、 車椅子カーリン グ、氷上	429	304	125	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	大韓障害 人体育会	種目別競技団体
第7回	2010年 1/28 ～1/29	ハイワンスキー場、 利川障害人体育総 合訓練院、 東遷スケートリン ク、 春川衣岩スケート リンク	アルペンスキー、ク ロスカントリー、ア イススレッジホッケー、 車椅子カーリン グ、氷上	660	330	330	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	大韓障害 人体育会	種目別競技団体
第8回	2011年 2/15 ～2/18	ハイワンスキー場、 東遷スケートリン ク、昌原西部スポ ーツセンター、春川 衣岩スケートリンク	スキー、氷上、車 椅子カーリング、ア イススレッジホッケー	685	338	347	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	大韓障害 人体育会	種目別競技団体
第9回	2012年 2/28 ～3/2	全羅北道、 全州市、 茂朱リゾート	アルペンスキー、ク ロスカントリー、ア イススレッジホッケー、 車椅子カーリン グ、氷上	731	365	366	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	大韓障害 人体育会	全羅北道、全羅北道 障害人体育会
第10回	2013年 2/25 ～2/28	江原道一円、 アルペンリゾート	アルペンスキー、ク ロスカントリー、ア イススレッジホッケー、 車椅子カーリン グ、氷上	738	372	366	脊髄障害、視覚障害、 脳性麻痺、知的障害、 切断及びその他障害、 聴覚障害	大韓障害 人体育会	種目別競技団体

(2012年体育白書 p.324, 表 6-17 を翻訳)

●全国障害人学生体育大会

文化体育観光部と教育科学技術部は、2007年 第1回 障害人青少年体育大会（2007 제1회 장애청소년체육대회）を光州市において共同開催した。しかし第3回大会からは大韓障害人体育会が定款(第4条)の改正により、文化体育観光部で単独で主催することになった。大会名称も‘全国障害人学生体育大会’に変更され、現在まで毎年開催している。

大韓障害人体育会は、運営主催を引き受けることになった第3回大会から、障害学生体育活動への参加を通じた健康増進、及び障害人体育の拡大、体育活動を通じた障害克服の意志と社会適応能力の伸張の企画、地域社会文化体験及び健常者学生との交流の推進を通じた早期の社会統合のムードづくりを大会開催の目的としている。このような取組によって少しずつ大会参加人数は増加しているものの、全国障害人学生人口 85,012人（特殊教育年次報告書、2012年データ）に対して大会参加者の参加率は3.3%という水準にとどまっているため、今後の大会運営の効率性アップによる大会参加学生数の増加を図るための施策の用意が必要であると認識されている²⁹。

図表-1-9 全国障害人学生体育大会の開催状況

回	開催期間	開催地	競技種目	参加者数(人)			障害の種類	主催
				合計	選手	役員		
第2回	2008年 10/28 ～10/31	光州	ゴールボール、ポッチャ、水泳、相撲、陸上、サッカー、卓球、eスポーツ(公開競技)、室内漕艇(展示)	1,479	912	567	身体障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害	文化体育観光部、教育科学技術部
第3回	2009年 5/12 ～5/15	全南	ゴールボール、バスケットボール、バレーボール、ポッチャ、水泳、相撲、陸上、サッカー、卓球、eスポーツ、室内漕艇(展示)	2,006	1,315	691	身体障害、脳障害、視覚障害、知的障害	大韓障害人体育会
第4回	2010年 5/17 ～5/20	大田	ゴールボール、バスケットボール、バレーボール、ポッチャ、水泳、相撲、陸上、サッカー、卓球、eスポーツ、室内漕艇、重量挙げ、バレーボール(公開競技)、テニス(展示)	2,437	1,570	867	身体障害、脳障害、視覚障害、知的障害	大韓障害人体育会
第5回	2011年 5/24 ～5/27	慶南	ゴールボール、バスケットボール、バレーボール、ポッチャ、水泳、相撲、陸上、サッカー、卓球、eスポーツ、室内漕艇、重量挙げ、バレーボール、ボーリング(公開競技)、バドミントン(展示)	2,731	1,701	1,030	身体障害、脳障害、視覚障害、発達障害	大韓障害人体育会
第6回	2012年 5/1 ～5/4	京畿	ゴールボール、バスケットボール、バレーボール、ポッチャ、水泳、相撲、陸上、サッカー、卓球、eスポーツ、室内漕艇、重量挙げ、バレーボール、ボーリング(公開競技)、バドミントン(公開競技)、ディスクゴルフ(展示)、フロアボール(展示)	2,710	1,615	1,095	身体障害、脳障害、視覚障害、発達障害	大韓障害人体育会

(2012年体育白書 p.331, 表 6-26 を整理、翻訳)

²⁹ 2012年体育白書 p.330

(3) スポーツ産業の振興や、スポーツ産業との連携を通じた競技力強化

韓国におけるスポーツ産業は、2007年4月6日に改正されたスポーツ産業振興法第2条において「スポーツに関連する商品やサービスを通じて付加価値を創出する産業」と定義されている。

以下に、近年におけるスポーツ産業の振興、及びスポーツ産業との連携を通じた競技力の強化について、文化体育観光部の施策を中心に解説し、スポーツ産業振興法及び同施行令の全文翻訳を参考に付すこととする。

●統計庁との連携 ～スポーツ産業実態調査～

2013年12月、文化体育観光部は、韓国統計振興院が2012年1月1日から2012年12月31日までを基準として実施したスポーツ産業統計調査（政府承認統計第11321号）の結果を総合集計、分析した結果を公表した³⁰。同調査では、2012年12月に改編されたスポーツ産業特殊分類を用いている。

スポーツ産業実態調査は過去6回毎年実施されており、2008年までは文化体育観光部における政策意思決定のための基礎データ収集のために専ら実施されていたが、2010年に政府承認統計として指定を受けて以降は、統計庁の下部機関である韓国統計振興院が文化体育観光部と連携し、統計庁が実施する全国事業体調査の母集団を統計の対象としたことにより、統計データとしての精度が格段に向上した。

さらに、2012年12月27日、統計庁は、韓国標準産業分類（KSIC）特殊分類‘スポーツ産業’改正案を公表し、2012年以降に実施されるスポーツ産業統計調査は、スポーツ産業特殊分類（v3.0）の体系を適用することとした。新たなスポーツ産業特殊分類は、大分類（3）、中分類（7）、小分類（20）、細分類（65）で構成されている³¹。

図表-1-10 スポーツ産業特殊分類（2012年, v3.0）³²

大分類	中分類	小分類	細分類	KSIC	産業分類名	品目名	備考
1. スポーツ施設業	スポーツ施設運営業	1-1 競技場運営業	1010101	91111	室内競技場運営業		
			1010102	91112	室外競技場運営業		
			1010103	91113	競走場運営業		
		1-2 参加スポーツ施設運営業	1010201	91131	総合スポーツ施設運営業		
			1010202	91132	体力鍛練施設運営業		
			1010203	91133	プール運営業		
			1010204	91134	ボーリング場運営業		
			1010205	91135	撞球場運営業		
			1010206	91136	ゴルフ練習場運営業		
			1010207	91291	舞踏場運営業		舞踏場
	1010208	91292	体育公園及び類似公園運営業		体育公園		
	1010209	91293	暮会所運営業			新設	
	1-3 ゴルフ場及びスキー場	1010301	91121	ゴルフ場運営業			
		1010302	91122	スキー場運営業			
	1-4 水上スポーツ施設	1010401	91231	釣り堀運営業			
		1010499	91239	その他水上娯楽サービス		水上スポーツ施設	
	1-5 その他スポーツ施設	1019900	91139	その他スポーツ施設運営業			

³⁰ 2013 スポーツ産業実態調査（2012年基準）2013 스포츠산업실태조사(2012년 기준)
http://www.mcst.go.kr/web/s_data/statistics/statView.jsp?pSeq=716

³¹ 日本標準産業分類（平成19年11月改定、平成26年3月31日まで）におけるスポーツ産業に係る分類項目は、小分類（3）、細分類（7）のみである。<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3-1.htm>

³² 2013 スポーツ産業実態調査 pp.8-9

第1章 韓国

大分類	中分類	小分類	細分類	KSIC	産業分類名	品目名	備考				
2. スポーツ用品業	運動及び競技用品製造業	1-6	スポーツ建設業	1020001	41226	警戒照明建設業		新設			
				1020002	41229	その他土木施設建設業		新設			
		2-1	運動及び競技用品製造業	2010101	33309	33309	その他運動及び競技用具製造業				
					33409	33409	その他娯楽用品製造業	ボーリング用具 ビリヤード用具	統合		
				2010102	33301	33301	体操、陸上及び体力鍛練用装備				
				2010103	31991	31991	自転車及び患者用車両製造業				
				2010104	33303	33303	釣り及び狩猟用具製造業				
				2010105	33302	33302	遊び場用装備製造業				
				2010106	33999	33999	その他別に分類されなかった製品	回転木馬、その他興行場用品			
				2010199	31120	31120	娯楽及びスポーツ用ボート乾燥業				
					25200	25200	武器及び銃砲弾製造業				
				2-2	スポーツ衣類及び関連繊維製品製造業	2010201	14191	14191	シャツ及び運動服製造業		
		2010202	13224			13224	テント及びその他キャンパス製品製造業	キャンプ用織物製品			
		2010203	13229			13229	その他織物製品製造業	救命ジャケット、救命ベルト			
			2010204	14199	14199	その他縫製衣服製造業	その他スポーツ衣類				
		2-3	スポーツ鞆及び履物製造業	2010301	15129	15129	鞆及びその他保護用ケース製造業				
				2010302	15219	15219	その他履物製造業				
				2010303	15220	15220	履物部分品製造業				
		2-4	運動及び競技用品卸売業	2020101	46464	46464	運動及び競技用品卸売業		追加		
					46463	46463	おもちゃ及び趣味用品卸売業		統合		
				2020102	46465	46465	自転車及びその他運送装備卸売業				
				2020103	46413	46413	シャツ及びその他卸売業		新設		
				2020104	46491	46491	鞆及び旅行用品卸売業		新設		
				2020105	46420	46420	履物卸売業		新設		
				2020201	運動及び競技用品小売業	47631	47631	47631	運動及び競技用品小売業		追加
						47640	47640	47640	ゲーム用具、人形、おもちゃ小売業		統合
						2020202	47632	47632	自転車及びその他運送装備小売業	スポーツ用自転車	統合
						2020203	47416	47416	シャツ及びその他医療小売業		新設
		2020204	47430			47430	鞆及びその他革製品小売業		新設		
		2020205	47420			47420	履物小売業		新設		
		2020206	47911			47911	47911	電子商取引業		新設	
			47919	47919	47919	その他通信販売業					
			47999	47999	47999	その他無店舗小売業					
			47993	47993	47993	訪問販売業					
		2-6	運動及び競技用品賃貸業	2020300	69210	69210	スポーツ及びレクリエーション用品賃貸業				
		3. スポーツサービス業	スポーツ競技サービス業	3-1	スポーツ競技業	3010100	91191	91191	スポーツクラブ運営業		
						3010201	91241	91241	宝くじ発行及び販売業	スポーツ TOTO	
				3-2	スポーツ賭博業	3010299	91249	91249	その他ギャンブル及び賭博業	競馬、競輪、競艇、関連賭博施設	
						3010301	73901	73901	マネジメント業、スポーツ関係マネージャー		
						3010302	73903	73903	事業及び無形財産権仲介業		新設
				3-3	スポーツマーケティング業	3010303	71531	71531	経営コンサルティング業		新設
						3010399	91199	91199	その他スポーツサービス業		
						3020101	58121	58121	新聞発行業	スポーツ新聞	新設
						3020102	58122	58122	雑誌及び定期刊行物発行業		新設
				3-4	スポーツメディア業	3020103	60100	60100	ラジオ放送業		新設
			3020104			60210	60210	地上波放送業		新設	
			3020105			60221	60221	プログラム供給業		新設	
			3020106			60222	60222	有線放送業		新設	
			3020107			60229	60229	衛生及びその他放送業		新設	
			3-5			その他スポーツ情報サービス業	3029900	63991	63991	データベース及びオンライン情報提供業	
			スポーツ教育機関	スポーツ教育機関	3030001	85611	85611	スポーツ教育機関			
					3030099	85612	85612	レクリエーション教育機関	ダンス教習		
			その他スポーツサービス業	スポーツゲーム開発及び供給業	3990101	58211	58211	オンライン・モバイルゲームソフト開発及び供給業		新設	
					3990199	58219	58219	その他ゲームソフトウェア開発及び供給業		新設	
				3-8	スポーツ旅行業	75211	75211	75211	一般及び国外旅行事業		
						75212	75212	75212	局内旅行会社業		新設
			75290			75290	75290	その他旅行補助及び予約サービス業			

●未来創造科学部との連携 ～スポーツ科学融合研究事業～

2014年3月、文化体育観光部は未来創造科学部と共同で「スポーツ科学化融合研究事業」を推進することを明らかにした。

以下に、文化体育観光部によるプレスリリースの翻訳を掲載する³³。

文化体育観光部と未来創造科学部は、スポーツと科学技術を融合する「スポーツ科学化融合研究事業」を共同で推進すると明らかにした。

「スポーツ科学化融合研究事業」は、スポーツの競技力向上とスポーツ産業の成長のために部処間の連携が必要だという認識のもとに共同で企画した事業である。スポーツに密着した研究開発を介して、実際の競技において用いられ、製品化などの成果を最大化するために、未来創造科学部はスポーツ科学の核心技术の開発、文化体育観光部はスポーツ産業の技術開発に重点を置いて協力する計画である。

初年度である今年は、2018平昌冬季オリンピックの開催国として、冬季スポーツの試合で使用される各種機器、用品に活用できる源泉技術と産業技術開発がまずもって必要であることから、冬季スポーツ分野に17億ウォンを投入する。

文化体育観光部は、スポーツ科学に基づいた冬季スポーツ用ヘルメット及び雪上種目のシューズ開発を、未来創造科学部は冬季スポーツ用品の相互作用の最適化技術の開発、冬季スポーツにおけるケガの機序の解明及び予防ならびに回復に関する融合研究、冬季スポーツ科学化に係る基盤組成融合研究などを推進する。

また、両部の担当局長及び民間専門家で構成された「スポーツ科学化融合研究運営協議会」を発足し、両部間の協力事項を議論し、スポーツ科学化融合研究事業を効率的に推進する予定である。

両部は3月27日、平昌冬季オリンピック組織委員会の会議室において第1次協議会を開き、協議会運営方案と省庁の協力（案）を審議する。協議会は四半期ごとに1回開催し、事業推進の方向、スポーツの現場からの意見の集約を通じた新たな課題の企画化など、スポーツ科学化に関するさまざまな議題を議論する。

第1次協議会の開催を皮切りに、4月から本格的に事業に着手する予定である。未来創造科学部の研究開発政策官は、「科学技術とスポーツを融合しようとする試みだけでも意味が大きい事業」とし、「科学技術研究者とスポーツ現場の専門家がコミュニケーションを取ることができるような両部が積極的に支援する計画だ」と話した。

文化体育観光部体育局長は「スポーツとスポーツ産業科学技術の強固な基盤の上で大きく発展することができる」「スポーツ科学化融合研究事業を推進しながら、協議会がスポーツ現場と科学技術を接続して、必要なリソースを供給する司令塔となることを期待している」と強調した。

【参考】スポーツ産業振興法³⁴

第1条（目的）

この法律は、スポーツ産業の振興に必要な事項を規定することにより、スポーツ産業の基盤造成と競争力の強化を図り、スポーツを通じた国民の余暇の機会の拡大と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律で使用する用語の定義は次のとおりである。

- 1「スポーツ」とは、健康な身体を養い、健全な精神を涵養し、質の高い生活のために自主的に行う身体活動を基盤にした社会文化的行動をいう。
- 2「スポーツ産業」とは、スポーツに関連する商品やサービスを通じて付加価値を創出する産業をいう。
- 3「スポーツ産業振興施設」とは、公共体育施設の中にスポーツ産業関連事業者とその支援施設等を集团的に誘致することで、スポーツ産業を活性化するための施設として第9条第1項に基づいて指定された施設をいう。

³³ 文化体育観光部プレスリリース 2014年3月26日 ‘文化体育観光部—未来創造科学部が手をつなぎ、スポーツ科学化融合研究事業を推進’ 문체부-미래부 손잡고, 스포츠과학화 융합연구 사업 추진 http://www.mcst.go.kr/web/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=13441

³⁴ スポーツ産業振興法（스포츠산업 진흥법）法律第10002号 公布2010.2.4、施行2010.5.5 <http://www.law.go.kr/lsLinkProc.do?&lsNm=%EC%8A%A4%ED%8F%AC%EC%B8%A0%EC%82%B0%EC%97%85%EC%A7%84%ED%9D%A5%EB%B2%95&joLnkStr=&chrClsCd=010202&mode=20#0000>

第1章 韓国

第3条（他の法律との関係）

スポーツ産業の振興について、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律が定めるところによる。

第4条（国及び地方自治団体の責任）

- ①国家及び地方自治団体は、スポーツ産業の振興のために必要な施策を樹立・施行しなければならない。
- ②国及び地方公共団体は、スポーツ産業の振興のために技術の開発と調査、研究事業の支援、外国とスポーツ産業関連国際機関との協力体制の構築等のために必要な努力をしなければならない。

第5条（基本計画の策定等）

- ①文化体育観光部長官は、この法律の目的を達成するために、スポーツ産業振興に関する基本的かつ総合的な中長期振興基本計画（以下「基本計画」という）及びスポーツ産業の各分野別及び期間別詳細施行計画（以下「詳細施行計画」という）を策定、施行しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ②基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。
 - 1 スポーツ産業振興の基本方向に関する事項
 - 2 スポーツ産業の活性化のための基盤造成に関する事項
 - 3 スポーツ産業専門人材の養成に関する事項
 - 4 スポーツ産業振興施設の指定に関する事項
 - 5 地域の特性を考慮したスポーツイベントの活性化に関する事項
 - 6 スポーツ産業関連の国際会議や大会などの誘致に関する事項
 - 7 スポーツ産業の競争力強化に関する事項
 - 8 スポーツ産業振興のための財源の確保に関する事項
 - 9 スポーツ産業情報網を構築し、電子商取引の促進に関する事項
 - 10 国家間のスポーツ産業協力に関する事項
 - 11 プロスポーツの育成・支援に関する事項
 - 12 その他のスポーツ産業振興のために必要な事項として大統領令で定める事項
- ③文化体育観光部長官は、基本計画の詳細実施計画を策定、または執行するときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ④文化体育観光部長官は、基本計画と詳細施行計画の策定及び執行のために必要なときは、関係行政機関、地方自治体、公共機関、研究所、大学、民間企業や個人などに必要な協力を求めることができる。 <改正 2008.2.29>

- ### 第6条（競争力強化対策・支援等）
- ①文化体育観光部長官は、基本計画と詳細実施計画に基づいて、公共機関、団体とスポーツ産業の事業者が、スポーツ産業の競争力強化のための措置を取りたいときは、予算の範囲内で支援することができる。 <改正 2008.2.29>
 - ②文化体育観光部長官は、第1項の規定により資金などを支援するときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。 <改正 2008.2.29>

第7条 削除 <2010.2.4>

第8条（スポーツ産業の専門人材の養成）

- ①国家及び地方自治団体は、スポーツ産業振興に必要な専門人材を養成するために努力しなければならない。
- ②文化体育観光部長官は、第1項の規定による専門人材の養成のために、大統領令で定めるところにより、研究所・大学、その他必要と認める機関をスポーツ産業専門人材の養成機関として指定することができる。 <改正 2008.2.29 >
- ③国及び地方公共団体は、第2項の規定により指定されたスポーツ産業専門人材の養成機関に対しては、大統領令で定めるところにより、その育成に必要な経費の全部又は一部を補助することができる。
- ④その他のスポーツ産業の専門人材の養成に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（スポーツ産業振興施設の指定等）

- ①文化体育観光部長官は、スポーツ産業の振興のために必要であると認める場合は、地方自治団体の長と協議して、当該地方自治団体所有の公共体育施設をスポーツ産業振興施設として指定することができる。この場合、施設の設置及び保守等に必要な資金の全部または一部を支援することができる。 <改正 2008.2.29>
- ②第1項の規定によるスポーツ産業振興施設として指定を受けようとする地方自治団体の長は、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官に指定を申請しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ③スポーツ産業振興施設の指定要件と支援等に必要事項は、大統領令で定める。

第10条（スポーツ産業振興施設の指定解除）

文化体育観光部長官は、第9条第1項に基づいて指定されたスポーツ産業振興施設が指定の要件に満たないときは、大統領令で定めるところにより、その指定を解除することができる。 <改正 2008.2.29>

第11条（国・公有財産の貸付け金・使用など）

- ①国又は地方自治団体は、スポーツ産業振興施設の指定及び運営のために必要であると認める場合には、「国有財産法」または「共有財産と物品管理法」の規定にもかかわらず、国・公有財産を随意契約で貸付・使用・収益させるか、または売却することができる。
- ②第1項の規定による国・公有財産の貸付・使用・収益・売却などの条件については、「国有財産法」または「共有財産と物品管理法」に定めるところによる。

第12条（資金）

文化体育観光部長官は、スポーツ産業の振興のために必要であると認める場合は、スポーツ産業振興施設の指定を受けようとする地方自治団体に対して資金を支援することができる。 <改正 2008.2.29>

第13条（事業者団体設立）

スポーツ産業事業者は、スポーツ産業の振興と相互協力を促進などのために、大統領令で定めるところにより、文化体育観光部長官の認可を受けて業種別に事業者団体（以下「事業者団体」という）を設立することができる。 <改正 2008.2.29>

第14条（スポーツ産業支援センターの指定等）

①文化体育観光部長官は、スポーツ産業の発展のために、次の各号のいずれかに該当する機関をスポーツ産業支援センター（以下「支援センター」という。）として指定することができる。 <改正 2008.2.29>

- 1 国公立研究機関
- 2 「高等教育法」に基づく大学または専門大学
- 3 「特定の研究機関育成法」に基づく特定研究機関
- 4 その他文化体育観光部令で定める機関

②支援センターは、次の各号の機能を行う。

- 1 スポーツ産業の発展のための地方自治団体との協力に関する事項
- 2 スポーツ産業発展のための相談などの支援に関する事項

③文化体育観光部長官は、支援センターが第2項の機能を確実に履行しないときは、その指定を解除することができる。 <改正 2008.2.29>

④支援センターの指定及び解除手続等必要な事項は、大統領令で定める。

第15条（国際交流と海外市場進出支援）

①政府は、国内のスポーツ産業の競争力強化とスポーツ産業関連商品の海外市場への進出を活性化するために、外国との共同制作、放送・インターネット等を通じた海外マーケティング・広報活動、外国資本の投資誘致、輸出関連の協力体系の構築などの事業を支援することができる。

②文化体育観光部長官は、第1項の規定による事業を効率的に支援するために、大統領令で定める関係機関や団体に対してこれを委託または代行させることができ、これに必要な費用を補助することができる。 <改正 2008.2.29 >

第16条（プロスポーツの育成）

①国家は、スポーツ産業の発展を図り、国民の健全な余暇活動を振興するためにプロスポーツの育成に関して必要な施策を講ずる。 <改正 2010.2.4>

②地方自治団体は、公共体育施設の効率的活用とプロスポーツの活性化のために必要と認める場合には、「共有財産と物品管理法」第21条第1項にもかかわらず、公有財産を25年以内の期間を定めて、その目的や用途に障害されていない範囲で使用・収益させることができる。 <新設 2010.2.4>

③地方自治団体の長は、第2項の規定により公有財産を使用・収益させる場合には、「共有財産と物品管理法」第22条にもかかわらず、その共有財産を使用・収益する者との契約に基づいて使用料を定めることができる。 <新設 2010.2.4>

④第2項の規定により公有財産を使用・収益させる場合には、その共有財産の目的や用途に支障のないように、大統領令で定めるところにより、使用・収益の内容や条件を課さなければならない。 <新設 2010.2.4 >

第17条（聴聞）

文化体育観光部長官は、第10条に基づいてスポーツ産業振興施設の指定を解除するか、第14条第3項に基づいて支援センターの指定を解除するときは、あらかじめ、聴聞を実施しなければならない。 <改正 2008.2.29>

第18条（権限の委任・委託）

文化体育観光部長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事に委任、または、スポーツ産業の振興を目的に設立された機関や法人又は団体に委託することができる。 <改正 2008.2.29>

第19条（褒賞）

①文化体育観光部長官は、スポーツ産業の発展に寄与した功労が顕著な個人・団体や企業などを選定して褒賞することができる。 <改正 2008.2.29>

②その他第1項の褒賞に必要な事項は、大統領令で定める。

附則 <法律第8333号、2007.4.6>

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

附則 <法律第8852号、2008.2.29>（政府組織）

略

この法律は、公布後3月が経過した日から施行する。

【参考】スポーツ産業振興法施行令³⁵

第1条（目的）

この令は、「スポーツ産業振興法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（基本計画の策定等）

- ①文化体育観光部長官は、「スポーツ産業振興法」（以下「法」という。）第5条第1項に基づく中長期振興基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに策定して施行しなければならない。<改正 2008.2.29>
- ②文化体育観光部長官は、法第5条第1項に基づく詳細な実施計画を毎年策定し、詳細施行計画には、次の各号の事項を含めなければならない。 <改正 2008.2.29>
 - 1 当該年度の事業推進の方向
 - 2 主な事業別の詳細実行計画
- ③文化体育観光部長官は、基本計画の詳細実施計画を策定した際、関係行政機関の長と特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事にその旨を通知しなければならない。 <改正 2008.2.29>

第3条～第6条 削除 <2010.5.4>

第7条（専門人材の養成機関の指定等）

- ①文化体育観光部長官は、法第8条第2項に基づいて、次の各号のいずれかに該当する機関をスポーツ産業専門人材の養成機関（以下「専門人材の養成機関」という。）に指定することができる。 <改正 2008.2.29>
 - 1 スポーツ産業に関連する大学・研究機関
 - 2 スポーツ産業振興を目的に設立された機関・団体
- ②第1項の規定により指定を受けた専門人材の養成機関は、次の各号のいずれかに該当する事項を変更する場合は、文化体育観光部令で定めるところにより、変更の指定を受けなければならない。 <改正 2008.2.29>
 - 1 専門人材の養成機関の名称
 - 2 専門人材の養成機関の代表者
 - 3 専門人材の養成機関の所在地
 - 4 コースと教育内容

第8条（経費の補助）

- 法第8条第3項に基づいて、文化体育観光部長官は、専門人材の養成機関に、次の各号の規定による経費の全部又は一部を補助することができる。 <改正 2008.2.29>
- 1 専門人材の養成教育プログラムの運営に必要な費用
 - 2 専門人材の養成教育のための調査と研究に必要な費用
 - 3 専門人材の養成教育のための教材の開発と普及に必要な費用
 - 4 専門人材の養成教育の実施に必要な教育の場所家賃や機器の購入費

第9条（専門人材の養成の追加措置等）

- 法第8条第4項に基づいて、文化体育観光部長官と地方自治団体の長は、スポーツ産業の専門人材の養成のために、次の各号の支援などを行うことができる。 <改正 2008.2.29。>
- 1 スポーツ産業の専門人材関連情報の収集及び調査研究事業
 - 2 第7条に基づいて指定された専門人材の養成機関が実施するスポーツ産業の専門人材研修コースを修了した者と「国家技術資格法」に基づくスポーツ経営管理士の現場実務に係る支援
 - 3 スポーツ産業の現場従事者の専門性強化のための国内外の研修支援

第10条（スポーツ産業振興施設の指定等）

- ① 法第9条第3項に基づくスポーツ産業振興施設（以下「振興施設」という。）の指定要件は、次の各号のとおりとする。 <改正 2008.2.29 >
 - 1 文化体育観光部令で定める数以上のスポーツ産業の事業者が入居すること
 - 2 入居するスポーツ産業事業者の100分の30以上が「中小企業基本法」第2条に基づく中小企業者であること
 - 3 入居するスポーツ産業の事業者が共同利用できる公共の会議室と公共機器室などの共同利用施設を設置すること
- ②地方自治団体の長は、振興施設として指定を受ける指定申請書に第1項の指定要件を満たしたことを証明できる書類を添付して文化体育観光部長官に提出しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ③文化体育観光部長官は、振興施設を指定した場合には、文化体育観光部のホームページに公告しなければならない。 <改正 2008.2.29>

第11条（振興施設の支援）

- 法第9条第3項に基づいて、文化体育観光部長官は、振興施設に次の各号の支援をすることができる。 <改正 2008.2.29>
- 1 振興施設の運営に必要な資金の支援
 - 2 共同利用施設の設定・運営費支援

第12条（振興施設の指定解除）

文化体育観光部長官は、法第10条に基づいて振興施設の指定を解除するには、あらかじめ、当該地方自治団体の長

³⁵ スポーツ産業振興法施行令（스포츠산업 진흥법 시행령）大統領令第22153号 2010.5.4
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=105028#0000>

の意見を聴かなければならず、その指定を解除した場合には、その旨を文化体育観光部のホームページに公告しなければならない。 <改正 2008.2.29>

第13条（事業者団体の設立認可）

- ① 法第13条に基づいて事業者団体の設立認可を受けようとする者は、文化体育観光部令が定めるところにより、申請書を文化体育観光部長官に提出しなければならない。 <改正 2008.2.29。 >
- ② 文化体育観光部長官は、第1項の規定による設立認可申請の内容が次の各号の要件を備えた場合にこれを認可する。 <改正 2008.2.29>
- 1 事業計画書は、スポーツ産業振興の目的に適合すること
 - 2 事業実施のための資金調達方案があること
 - 3 業種別事業者が100分の50以上参加する
- ③ 第1項の規定による申請を受けた文化体育観光部長官は、申請を受理した日から30日以内に審査し、その結果を申請人に通知しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ④ 文化体育観光部長官は、事業者団体の設立を認可した場合には、文化体育観光部のホームページに公告しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ⑤ 第2項の規定により認可を受けた事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する事項を変更すると、変更を文化体育観光部長官に報告しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- 1 団体の名称
 - 2 代表者氏名及び所在地
 - 3 主要な事業計画書及び収支計算書
 - 4 会則または定款
 - 5 登録メンバーのリスト

第14条（スポーツ産業支援センターの指定等）

- ① 法第14条に基づいてスポーツ産業支援センター（以下「支援センター」という。）に指定を受ける機関は、文化体育観光部令で定めるところにより、文化体育観光部長官に申請書を提出しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ② 第1項の規定により指定を受けた支援センターが次の各号のいずれかに該当する事項を変更した場合、文化体育観光部令で定めるところにより、変更の指定を受けなければならない。 <改正 2008.2.29>
- 1 支援センターの名称
 - 2 支援センターの代表者
 - 3 支援センターの所在地
- ③ 文化体育観光部長官は、支援センターを指定するか、指定を解除するには、あらかじめ、当該地方自治団体の長の意見を聴かなければならない。ただし、法第14条第1項第4号の規定による機関を支援センターに指定するか、無効にする場合には、当該地方自治団体の長の意見を聞かないことができる。 <改正 2008.2.29>
- ④ 文化体育観光部長官は、支援センターを指定するか、指定を解除した場合には、これを文化体育観光部のホームページに公告しなければならない。 <改正 2008.2.29>

第15条（国際交流と海外市場進出支援）

法第15条第2項に基づく委託機関や代行機関は、次の各号のとおりとする。

- 1 「国民体育振興法」に基づく、ソウルオリンピック記念国民体育振興公園
- 2 「大韓貿易投資振興公社法」に基づく大韓貿易投資振興公社
- 3 法第13条に基づく事業者団体と法第14条に基づくスポーツ産業支援センター

第15条の2（共有財産の使用・収益の内容や条件の賦課）

- ① 地方自治団体が法第16条第4項に基づいて、共有財産を使用・収益する者に課さなければならない共有財産の使用・収益の内容及び条件は、次の各号のとおりである。
- 1 当該地方自治団体が開催される年次的な試合や公式スポーツ関連のイベントには、共有財産を利用できるようにすること
 - 2 地方自治団体の住民や団体が、その共有財産を利用する場合の利用料が適正に適用されるように、その地方自治団体の条例で定める利用料の上限の範囲で利用料を定めること
 - 3 共有財産の施設の中で競技場の面積・仕様、観覧席の数や共有財産の駐車場を改造、または変更するときは、当該地方自治団体の長の承認を受けること
 - 4 公有財産の設備や駐車場の仮設建築物等の施設を築造しないこと
 - 5 その他地方自治体の公有財産の目的や用途に支障ないようにするために、条例で定める事項を遵守すること
- ② 地方自治団体は、共有財産での施設の築造が次の各号のいずれかに該当する場合には、その共有財産を使用・収益する者に第1項第4号の規定による事項を賦課しない。
- 1 施設の竣工と同時に、その施設を当該地方自治団体に寄付する条件で施設を築造する場合
 - 2 共有財産を使用・収益する者が使用・収益できる期間中に使用するために自主的に撤去または撤去費用の入金などを条件に、当該地方自治団体の長の承認を受けて施設を築造する場合
 - 3 共有財産の使用及び利用に支障を与えない範囲で、共有財産の公共の・地上・地下の施設を築造する場合

第16条（褒賞） [本条新設 2010.5.4]

- ① 文化体育観光部長官は、法第19条第2項に基づいて、褒賞の内容、受賞者の選定方法、手順、褒賞の基準等に関する事項を定め、毎年6月末までに文化体育観光部のホームページに公告しなければならない。 <改正 2008.2.29>
- ② 文化体育観光部長官は、受賞した団体・企業及び受賞者にスポーツ産業振興と関連した賞金などを支援することができる。 <改正 2008.2.29>

(4) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進

2013年6月、文化体育観光部と外交部は、両部の連携を強化するための覚書に調印した。

以下に、文化体育観光部によるプレスリリースの翻訳を掲載する³⁶。

2013年6月5日プレスリリース

文化体育観光部 - 外交部間の了解覚書(MOU)を締結、文化隆盛の内外を実現するために連携強化することに

文化体育観光部(長官ユジンリョン)と外交部(長官ユン・ピョンセ)は、2013年6月5日午前11時、外交部庁舎で「文化体育観光部と外交部間の連携を強化するための覚書」に署名した。

今回の了解覚書(MOU)を締結は韓国の文化と価値を海外に広く拡散させて、「魅力的な韓国」のイメージを向上し、「文化隆盛」を内外に実現するために、文化体育観光部と外交部がさらに緊密に連携することが必要であるという認識の下、推進された。

両省庁は、今年4月から実務協議を経て、最終的に

- ・国際文化交流と公共外交活性化のための法案の策定
 - ・国際文化交流と公共外交の文化芸術コンテンツの活用及び支援
 - ・在外交官と駐韓外国人などを対象とした公共外交と‘私たちの文化紹介事業’の共同実施
 - ・民間の国際文化交流と公共外交力の量的強化支援
 - ・院の増設及び効率的な運営
 - ・文化院と文化広報館の機能強化
 - ・国際的なスポーツ能力の強化
 - ・文化遺産の世界遺産登録、国外文化財の返還、ユネスコとの協力
- など、合計19個の連携の課題を確定した。

また、連携課題の進行状況を調整するために、原則として毎月、課長級実務会合と、四半期ごとの局長級政策会合を開催することとし、連携の円滑な推進のために必要に応じて部処間の人材交流も推進することにした。

今回の了解覚書締結式においてユン・ピョンセ外交部長官は、「公共外交などを介して、韓国の優秀な文化と価値を海外に広く知らしめて、大韓民国の国家ブランド価値をさらに強化する必要がある」を強調し、「世界が信頼する魅力的な韓国の建設と、対内外的な文化隆盛を介して、国民の幸福、朝鮮半島の幸せ、地球の幸せのために、外交部と文化体育観光部が一緒に手をつないでいこう」と提案した。

いっぽう文化体育観光部ユジンリョン長官は、「文化を介して、世界の人たちが共に築く文化隆盛の時代を開くためにも、文化体育観光部と外交部との間の連携は必須」であることを強調して、「国際文化交流と公共外交活性化のための法案準備のための連携が既に進行中であり、今回の覚書は、継続的な連携のための出発点である。これが相乗効果を創出するための良い基礎になることを期待する」と明らかにした。

外交部と文化体育観光部は、覚書締結後、なるべく早いうちに課長級の実務会合を毎月、局長級政策会合(四半期ごと)を開催し、19個の連携の課題に対する具体的な実践方案を協議する予定である。今回の覚書締結により、文化体育観光部と外交部間の連携体制がさらに強化されることで、政府の省庁間の連携のベストプラクティスの創出も期待される。

※公共外交と国際文化交流の活性化法案準備のためのタスクフォースが進行中

³⁶ 文化体育観光部プレスリリース 文化体育観光部 - 外交部間の了解覚書(MOU)を締結
문화체육관광부-외교부 간 양해각서(MOU) 체결
<http://www.mcst.go.kr/usr/kwave/news/mcst/newsView.jsp?pSeq=2365>

5. 参考文献

【日本語文献】

- WIP ジャパン（2014）「スポーツ政策調査研究（海外のスポーツ基本計画に関する調査研究）第1章 韓国
- WIP ジャパン（2013）「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」第1章 韓国
- 長谷川博（2010）「韓国の監査検査院（BAI）について（納税者権利保護制度の確立）」租税訴訟（4）
- 岡克彦（2010）「新解説世界憲法集第2版」韓国章 三省堂
- 尹龍澤（2009）「第2章韓国」鮎京正訓編 アジア法ガイドブック 名古屋大学出版会
- 総務省（2007）「諸外国の行政制度等に関する調査研究 No.15：大韓民国の行政」
- 申龍徹（2005）「韓国における政策評価制度の形成について～審査分析から政策評価へ」地方自治総合研究 31(7)

【朝鮮語文献】

- 文化体育観光部（2013）「品格のある文化国家、大韓民国（품격있는 문화국가, 대한민국）」
- 文化体育観光部（2013）「2013年体育局の予算状況（2013년 체육국 예산현황）」2013.8.13
- 企画財政部（2013）「2012年度中央官署別成果報告書（文化体育観光部）（2012 회계연도 중앙관서별 결산보고서(문화체육관광부)）」2013.6.17
- シン・ジョンソン（2013）「公共部門の融合行政の成功要因に関する研究（공공부문 융합행정 성공요인에 관한 연구）」韓国行政学会会報第12巻第1号, pp.117-146
- 安全行政部（2013）「縦割りが解消された‘有能な政府’の実装のための連携管理マニュアル（칸막이 없는 '유능한 정부' 구현을 위한 협업행정 매뉴얼）」
- 文化体育観光部（2012）「2011年体育白書（2011년 체육백서）」
- 文化体育観光部（2012）「Mega Policy 分析を通じた文化体育観光分野のビジョンの策定（Mega Policy 분석을 통한 문화체육관광분야의 비전수립에）」
- 文化体育観光部プレスリリース「100歳時代、“スポーツによる大韓民国の変革”（100세 시대, “스포츠로 대한민국을 바꿉니다”）」2013.8.22
- 企画財政部（2012）「2013年予算案策定の詳細手順（2013년도 예산안작성 세부지침）」2012.7.9
- 韓国行政研究院（2012）「省庁間の融合行政システムを構築するための管理戦略に関する研究（부처 간 융합행정체제 구축을 위한 관리전략 연구）」
- 企画財政部（2011）「2012年度予算案の編成及び基金運用計画案策定のガイドライン（2012 예산안 편성지침 및 기금운용계획안 작성지침）2011.5.2
- 文化体育観光部（2008）「文化ビジョン 2008-2012（문화비전 2008-2012）」

This page intentionally left blank.